

令和8年度

『生活困窮者支援活動緊急支援事業』
応募の手引



補助金の交付申請に当たっては、必ずこの手引をお読みください。

1 事業の目的

地域の生活困窮者（広島市内に居住する者に限る。）に対する支援活動のうち、原油価格・物価高騰等の影響を受けて、需要が増加または新たに生じている、民間団体の支援活動（以下、「生活困窮者支援活動」という。）に対して、必要な経費を補助することで、地域の生活困窮者が今後も安心して生活できるよう支援することを目的としています。

2 補助の対象となる団体

次のいずれの要件も満たす団体

- ・ 3人以上で構成される広島市内で生活困窮者支援活動に取り組む団体^{※1}
- ・ 広島市くらしサポートセンターと連携^{※2}が図られている団体または、今後連携する予定の団体

※ ただし、原油価格・物価高騰等の影響により、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められることが必要です。

【※1 団体の例】 NPO 法人、ボランティア団体、地域活動団体など

- ・ 補助金の交付申請に当たり、規約、会則等の団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できるもの）や役員名簿を添付していただく必要があります。
- ・ 暴力団関係者等が団体の構成員に含まれる場合は、補助の対象となる団体にはなりません。

【※2 連携の例】

- ・ 広島市くらしサポートセンターが相談者に対し、団体が行う支援活動に関する情報を提供でき、相談者がその支援活動を利用できる。
- ・ 団体が行う支援活動の利用者情報を、利用者の同意を得たうえで、広島市くらしサポートセンターに提供し、ともに必要な支援のあり方が検討できる。

3 補助の対象となる事業

地域の生活困窮者（広島市内に居住する者に限る。）に対する支援活動のうち、原油価格・物価高騰等の影響を受けて、その需要が増加または新たに生じている支援活動であると、広島市生活困窮者自立相談支援事業における支援調整会議において認められた支援活動

※ ただし、次に掲げる事業は除きます。

【補助の対象とならない事業】

- ・ 国、広島県、本市から補助金等（本補助金を除く。）を受け、又は国、広島県、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体等に不当に利益を得させる事業

- ・ 業務委託等により事業の大部分を他の団体、企業等が実施する事業
- ・ その他補助の対象にすることが適当でないと認められる事業

※ 本事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの全部又は一部の期間に実施する事業を補助の対象としています。この期間外に実施した事業は補助の対象にはなりません。

※ 団体として、すでに補助金等を受けて実施している事業がある場合であっても、今回申請する事業が補助金等を受けていない場合は、対象となります。

【想定される事業の例】 これらは一例です。様々な活動をご検討ください。

- ・ 生活困窮者に食事や日用生活用品の生活物資を提供する活動
- ・ 居宅や身寄りのない生活困窮者への見守りなどを行う活動
- ・ 孤立しがちな生活困窮者への各種の相談支援やアウトリーチ活動

4 補助の対象となる経費

上記3の補助の対象となる事業の実施に必要な経費

【補助の対象経費一覧】

- ・ 食料や日用生活用品等の物資支援に必要な物品購入費
- ・ 相談者に物品を届ける送料等の通信運搬費
- ・ 居場所づくりに必要な借り上げ料 ・ 人件費（謝礼金等を含む。）
- ・ 印刷製本料 ・ 燃料費 ・ 光熱水費 ・ 雑役務費 等

【謝礼金等に関する上限額（広島市の基準額から引用）】

区分		1時間当たり単価
大学職員	教授	9,200円以内
	准教授	8,200円以内
	講師、助教	7,200円以内
官公署職員		4,100円以内
その他		6,200円以内

※ 弁護士、医師については、大学職員・教授と同額とします。

【想定される補助対象経費の例】

事業の例	補助対象経費の例
生活困窮者に食事や日用生活用品の生活物資を提供する活動	物品購入費・運搬費や支援者への報償費等
居宅や身寄りのない生活困窮者への見守りなどを行う活動	居場所づくり等に必要となる借り上げ料や光熱水費等
孤立しがちな生活困窮者への各種の相談支援やアウトリーチ活動	メール等の相談受付に必要な備品購入費・通信費、広報費等

※ ただし、次に掲げる経費は除きます。

【補助の対象とならない経費】

- 現金給付に要する経費
 - 社会通念上、適当な額を超えるものと認められる経費のうち、その超える部分の経費
 - 1つあたり30万円以上の備品の購入
 - 団体の基礎的な運営経費
 - 領収書等の支出を証明する書類の提出ができない経費
 - その他、補助の対象にすることが適当でないと認められる経費
- ※ 事業終了後、活動内容の報告書とともに収支の事実を明らかにする領収書等の書類を提出いただくこととなります。

5 補助金の額

補助金の額は、次の表のとおりです。

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	50万円

- ※ 同一の団体が複数の事業を実施する場合は、その複数の事業に係る経費を合計したのに対し、上の表の補助率及び補助限度額が適用されます。
- ※ 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てます。
- ※ 当該補助金は予算の範囲内で実施します。
- ※ 上の表にかかわらず、補助の対象となる事業に伴う収入（利用者負担金など）がある場合で、歳入（その事業収入の額と補助金の額の合計）が、歳出（その事業の総事業費）を上回るようになるときは、歳入と歳出が同額となるよう、補助金の額を減額（補助金の千円未満の端数は切り捨て）します。

6 申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

令和8年6月22日（月）から7月13日（月）まで

- ※ 提出期限は7月13日（月）17：00必着です。
おおむね次のとおり交付決定を行う予定です。
交付決定予定時期：令和8年8月中旬～同月末頃
- ※ 予算に限りがあるため、申請受付期間内に申請をいただいた場合でも、他の団体の申請額の合計額が予算額に達し、補助金の交付ができない場合または減額となる場合があります。
- ※ 申請の受付状況等に応じて、申請受付期間を延長する場合があります。

(2) 申請方法

「広島市生活困窮者支援活動事業費補助金交付要綱」に基づき、次の書類を、広島市健康福祉局保護自立支援課（下記12の「問い合わせ先」参照）に、原則、メール（様式があるものについてはワード・エクセルファイルのままとし、その他についてはPDF等にしてメール。ただし、ペー

ジ数が多い等の理由により、PDF等にすることが困難な場合は郵送又は持参も可)により提出してください。

また、メールについては、容量等の関係で当課に到達していない可能性もあるため、メールで提出後、その旨を電話でも連絡してください。

【提出書類】

- 補助金交付申請書（別紙様式第1号）
- 事業計画書（別紙様式第2号）
- 予算書（別紙様式第3号）
- 申請団体の直近3か年の決算書及び活動状況等が分かる書類（別紙様式4号）
- 申請団体の概要書（別紙様式第5号）
- 規約、会則等申請団体の運営に関する規程（団体の目的、役員等の組織体制、会計機能等が確認できる規程の添付をお願いします。）
- 申請団体の役員名簿

※ 事業計画には、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加について、把握している状況が分かるように記載してください。

※ 別紙様式4号及び5号は、前年度以前に本補助金を申請したことがあり、既に提出したものと重複しており、変更がない書類の提出は省略することができます。

※ その他、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

7 事業の必要性の検討

提出いただいた申請書類を基に、広島市生活困窮者自立相談支援事業における支援調整会議（プラットフォーム）において、下表の検討項目により、申請された事業の必要性を検討します。

【検討項目】

- (1) 広島市くらしサポートセンターとの連携について
 - ① すでに広島市くらしサポートセンターと連携しているか
 - ② 広島市くらしサポートセンターと連携予定があるか
 - ③ 広島市くらしサポートセンターとの連携により、事業効果の向上等が見込めるか
- (2) 支援活動について
 - ① 原油価格・物価高騰等の影響を受けて、支援ニーズの増大による事業量や活動経費の増加が認められるか
 - ② 支援活動の目的が明確になっているか
 - ③ 支援活動として、効果的かつ効率的な事業計画・予算となっているか
 - ④ 支援活動に緊急性が認められるか
- (3) 支援団体について
 - ① 生活困窮者への支援活動実績を十分に有しているか
 - ② 継続的な事業実施が期待できるか
 - ③ 自らの支援活動について、対象としている生活困窮者に発信（広報）

しているか

8 計画変更等の手続

補助金の交付決定を受けた後に、補助の対象となる事業の内容や予算を変更する場合又はその事業を中止・廃止する場合は、速やかに広島市健康福祉局保護自立支援課（下記12の「問い合わせ先」参照）にご連絡いただき、次の書類を提出してください。

【提出書類】 ※様式については、対象となった団体に別途送付します。

- ・ 事業計画変更申請書（別紙様式第9号）
- ・ 変更事業計画書（別紙様式第10号）
- ・ 変更予算書（別紙様式第11号）

※ その他、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 予算に限りがあるため、補助対象経費の増額に伴う事業計画変更の手続をしていただいた場合であっても、他の団体の申請額の合計額が予算額に達し、補助金の増額ができない場合があります。

9 事業終了時の手続

補助の対象となる事業が終了したときは、その終了の日から10日後の日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を、広島市健康福祉局保護自立支援課（下記12の「問い合わせ先」参照）に、原則、メールにより提出してください（上記6（2）参照）。

また、補助の対象となる経費が交付決定時より減少している場合など、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、過金分の返納を依頼させていただきます。

【提出書類】 ※様式については、対象となった団体に別途送付します。

- ・ 事業仕入れに係る消費税相当額報告書（別紙様式第8号）
- ・ 補助対象事業実績報告書兼精算書（別紙様式第12号）
- ・ 事業実施報告書（別紙様式第13号）
- ・ 決算書（別紙様式第14号）
- ・ 補助の対象となる事業の収支の事実を明らかにする領収書等の書類

※ 領収書等の提出ができない場合は、補助の対象経費とすることができませんので、ご注意ください。なお、電車やバス等の公共交通機関を利用した場合など、領収書が発行されないものについては、様式第11号に必要事項を記載の上、提出してください。

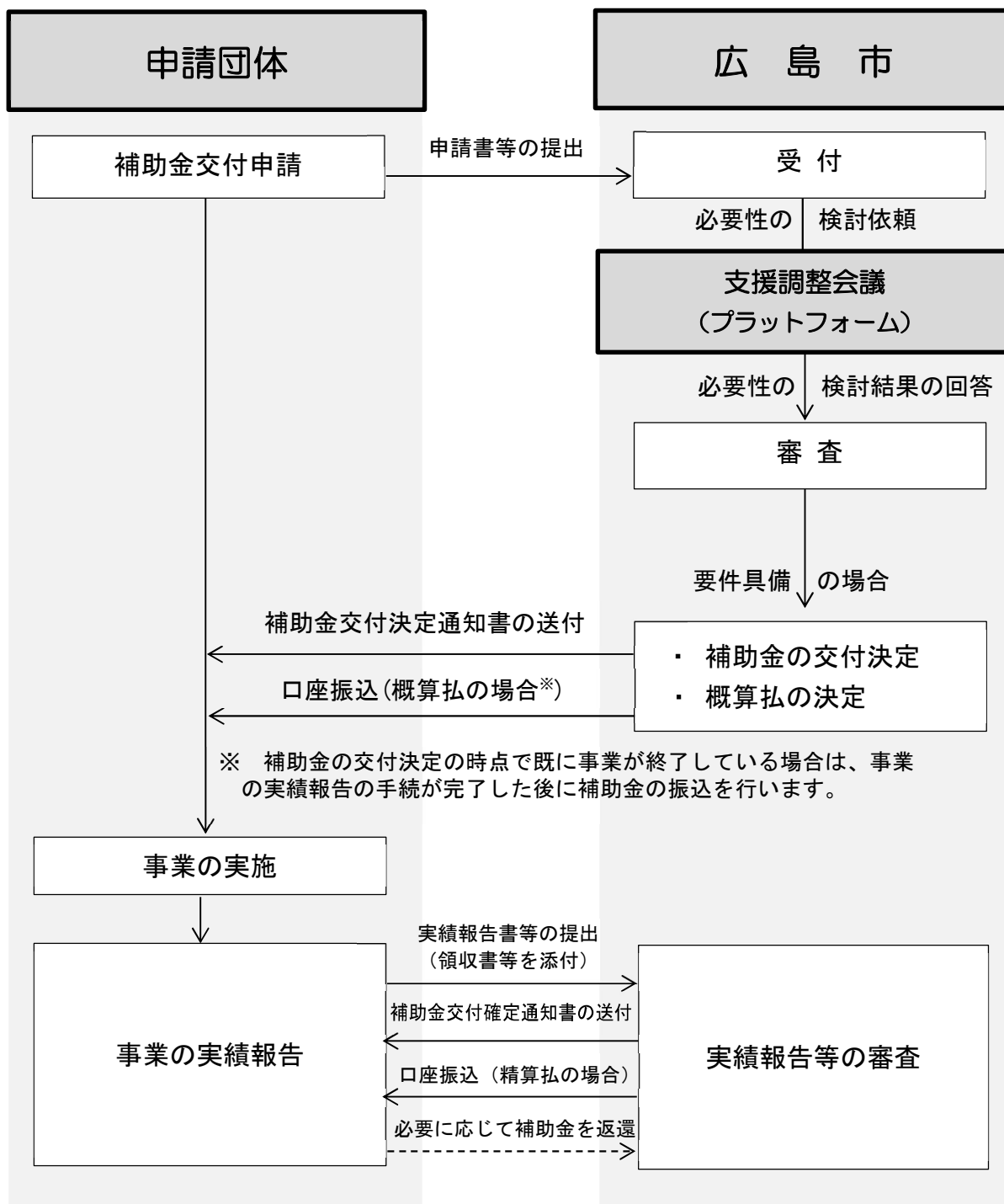
※ 収支の事実を明らかにする領収書等の書類を提出の際は、関連費目毎にとりまとめの上、提出してください。また、台紙等に貼り付けて提出される際は、それぞれの領収書等の書類が重なり合わないようご注意ください。

※ その他、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります。

※ 本事業は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの全部又は一部の期間に実施する事業を補助の対象としています。令和9年4月1日以降も同様の事業を実施する場合であっても、令和8年度の事業終了の日から10日後の日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までにこの手続をお願いします。

※ 補助金の交付決定の時点で既に事業が終了している場合は、この手続が完了した後に補助金を精算交付します。

10 手続の流れ



11 その他の留意事項等

- 現在計画されている事業が補助の対象になるかどうか、支出を予定されている経費が補助の対象になるかどうかなど、本事業について不明な点がある場合は、下記12の「問い合わせ先」にお問い合わせください。
- 補助の対象となる事業を実施するに当たっては、関係法令の遵守を徹底してください。
- 補助金の収支に関する帳簿やその事実を明らかにする書類等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間（令和14年3月31日まで）保管していただく必要があります。
- 支援調整会議における必要性の検討状況については非公表とします。
- 補助金の交付決定を受けた事業については、広島市生活困窮者自立相談支援事業における支援調整会議において必要性の検討を行うとともに、必要に応じて、実施団体名や事業の内容等を広島市から市民や他の団体等に対し情報提供させていただく場合があります。
- 団体から提出された書類等については、個人情報の保護に関する法律、広島市情報公開条例、広島市個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、提出された書類等は原則返却いたしませんので、広島市から問合せがあった際に対応できるよう、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。
- その他、補助金の交付決定を受けた場合は、「広島市補助金等交付規則」及び「広島市生活困窮者支援活動事業費補助金交付要綱」を遵守してください。

12 問い合わせ先（申請書等提出先）

広島市健康福祉局保護自立支援課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

担当：鶴濱（つるはま）

電話：082-504-2799

Eメール：hogojiritsu@city.hiroshima.lg.jp